

知財パラダイム革命

③ 知財幻想から覚醒するための善知識

一般社団法人 知財ブランド協会(SIR)

会長(兼)理事長

玉井 誠一郎 先生

特許を取れば一安心、特許によって商品や事業が保護されるというのは幻想です。経営者や技術者等ほとんどの人が陥っている知財に対する誤解や幻想について論考します。

第3回 知財幻想(その1…知財の不都合な真実)

知財幻想とは

知財は、利益や価値の源泉であり基本財産として重要です。そのために企業や大学等は、研究開発すれば先ずは特許出願というパラダイム(規範)が出来上がっています。しかし、このパラダイムは正しいのでしょうか?この行為が生み出す結果を見ると大きな問題や幻想があることが分かります。

図1は、その代表例です。その第1は、特許や商標等の知財にすれば、誰かが守ってくれるという幻想です。現実には、特許庁や弁理士・弁理士等を含めて誰も守ってくれないし、特許が無効になっても責任をとってくれません。権利を守るのはあなた自身です。侵害調査や裁判費用等の権利行使費用を確保しない出願は、不発弾や見せかけの参入防護壁です。ベンチャー、中小企業、日本の大学等

の出願は、出願と権利化費用で汲々とし、その10倍以上(米国では、年に億単位の)かかる権利行使費用を考慮していません。その結果、この事情を知る侵害者にはこれらの特許は無効で、無視されます。日本企業は、大量出願によって参入障壁を築きクロスライセンスで事業を守る戦略をとっています。これは、米国で研究された知財経営レベルの5段階中最低レベルです。一方、出願には多額の費用と共に出願リスクがあります。すなわち、出願から1.5年で特許庁サービスから全世界に公開され、出願していない国では権利行使できません。権利維持は出願から20年、無効にされたり、ヒントを与えたりするリスクがあることを理解していません。

は、その特許請求の範囲(技術範囲やクレームという)と同じ商品を排除する権利(排他権)で、特許請求の範囲に属する商品(侵害品)を市場から排除する差止めや侵害によって被った損害を請求できる権利です。つまり、特許Aの上にそれを改良した特許Bを取ることができ、特許Aの権利者の実施許諾が必要になります。この場合、特許Bは特許Aを踏んでいる(侵害している)といえます。このように、特許には主従関係があります。特許になったから独占実施権を得たと思ひ込み事業拡大して大成功した時点で、その特許のベースになった特許権利者から権利行使されることがあります。この予防のためには、出願する発明や特許が先行特許等を踏んでいないかの調査対策が必須になります。これを知財安全性の確保といい、知財経営の基本中の基本です。筆者らは、日米の半導体特許100万件を数年かけて調査し安全対策を行ったことがあります。これ以外にも、特許をたくさん持っている企業は儲けて株価も高いとか、特許制度は産業振興に寄与するというのは典型的な知財幻想です。

原因は、知財に対する正しい知識の欠如

知財幻想は、なぜ起こるのでしょか?いくつかの原因が考えられます。

① 知財に対する正しい知識や理解の欠如…特許庁や知財業界は、出願による営利追求を優先するあまり出願リスクや権利行使の困難さ等のマイナス面を含むバランスのとれた情報発信をしてないために知財幻想が生じていると考えられます。特許のように出願して守る開示知財のみが知財ではなく、出願せずに営業秘密として守る守秘知財も重要な知財であり、メリットも大きいことを周知させるべきと考えます。

② 他力本願…経営者や技術者は、自ら向上を先導するモデルが必要になります。一部大学では、知財の専門教育等も行われているようですが、問題はその中身です。単なる現行法や判例の解説ではなく、この制度の実効性を事実に基づいて教え、将来世界のあるべき姿の観点から知的独占制度の方向付けやその活用モデルについて、これを先導する真の実証研究が求められます。

また、知財立国の主要目標である国民の知財意識の向上には、身近な商品に使用されている知財を商品価値と関連付けて可視化表示するような実感的な啓蒙モデルが重要です。無料セミナーをいくらか開いても効果は薄く経費の無駄になります。国民の知財感度は身近な商品を通じてしか磨かれられません。筆者らは、これを実現するために商品に使用している知財をその商品価値に関連付けて開示し、知財によって商品のブランド・利益・開発者の誇りを形成する知財ブランドモデルを提唱し、(一社)知財ブランド協会(SIR)の活動を通じて公益的観点から普及啓蒙を図っています。図2は、健康食品に適用した事例です。このモデルの詳細や効果は別講で述べます。

今回は、知財幻想その2として、特許や著作権制度について更に突っ込んだ論考により読者を覚醒に導きたいと思

知財(特許)幻想

幻想1. 特許をとれば、誰かが守ってくれる!
現実: 自ら守るのであって、誰も守ってくれないし責任もとってくれません。守るための対策費(調査・裁判費、出願費の10倍以上)を確保していますか? 出願リスクがあることを理解していますか?

幻想2. 特許をとれば、独占実施できる!
現実: 特許は独占実施権ではなく排他権で、特許は特許の上にくらでも取れるが他の特許の上を取った特許は排他されることを理解する(特許の主従関係)。

幻想3. 特許件数の多い会社は儲けている!
現実: 世界有数の特許出願・保有件数を誇る大手電器メーカーの大赤字。経営への貢献とは無縁の知財部門のための管理知財。

幻想4. 特許制度は産業振興に貢献する!
現実: 特許制度によって産業振興が促進された事実は無く、むしろ阻害している。(学術書:『反知的独占~特許と著作権の経済学』~NTT出版)

図1 知財幻想の代表例

商品に知財情報を表記して知財意識の向上を図る事例
~健康食品に知財(IP)コードを表記した例~

健康で長生きのために
本由来のIP6
540粒
Made in Japan

【IP6とは】
IP6(イノシトール)は、イノシトールにリン酸が結合することによってできる、リン酸化合物の一種でビタミンB群の仲間です。栄養や心臓に多く含まれるIP6は、過塩素酸などの工業において駆逐されています。IP6は、栄養価の高い植物由来の成分として米国の大学などで広く研究されています。

【IPBとは】
IPB(イノシトール)は、イノシトールにリン酸が結合することによってできる、リン酸化合物の一種でビタミンB群の仲間です。栄養や心臓に多く含まれるIP6は、過塩素酸などの工業において駆逐されています。IP6は、栄養価の高い植物由来の成分として米国の大学などで広く研究されています。

栄養成分表示 6粒中
エネルギー 3.060kJ
たんぱく質 0.00g
脂質 0.00g
炭水化物 0.00g
ナトリウム 0.00mg
イノシトール 800.00mg
リン酸 200.00mg

QRコードを読みとることで知財内容や商品詳細を知ることができる

SIR 知財登録認証番号(知財(IP)コード)
G3920000101000095

知財の種類 日本国コード メーカーコード 情報番号

図2 商品を通じて国民の知財意識の向上を図る事例

の重要な財産権である知財を、社内外の専門家に丸投げしています。また、知財にすれば保護されるという他力本願的思考を持っています。知財は自力防衛するもので、他力本願では知財のPDCAサイクルは回りません。『マネジメント』とは成果を出すこと』からすれば、知財部員の仕事は知財利益を出すことであって、出願件数を稼ぐことではないことは明らかです。また特許明細書は相手技術者が読むにもかかわらず、

技術者が読める文書になっていません。技術者自らが明快な論理学術文書で書くことによって初めてその文書及び知財の品質が確保されることを認識すべきです。

知財と商品の乖離…知財の目的は利益への貢献です。しかし、知財情報は商品とが別管理され、知財が商品の利益を担保するようになっていません。すなわち、知財と知財使用商品と利益との関係が国民や投資家からは見えないよう

になり、経営成果とリンクしない知財情報に独り歩きし、知財幻想を生む根源になっていきます。

知財幻想からの脱却には国民の知財意識の向上が必要

開発すれば先ずは出願という知財出願パラダイムを、出願せずに防衛する方法を含めて変革する時期にあります。このために大学等における高等教育や知財に関する法整備や国民の知財意識の